

平成29年度における近畿地区の下請法の運用状況等について

平成30年6月14日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、近畿中国四国事務所（中国支所及び四国支所を除く。以下「近畿事務所」という。）管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者10,600名（製造委託等^(注1)7,590名、役務委託等^(注2)3,010名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者56,500名（製造委託等43,440名、役務委託等13,060名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	近 畿	全 国	近 畿
平成29年度		60,000	10,600	300,000	56,500
	製造委託等	38,680	7,590	208,513	43,440
	役務委託等	21,320	3,010	91,487	13,060
平成28年度		39,150	6,960	214,500	40,400
	製造委託等	25,696	5,023	151,912	31,381
	役務委託等	13,454	1,937	62,588	9,019
平成27年度		39,101	6,951	214,000	39,347
	製造委託等	26,559	5,128	151,499	31,858
	役務委託等	12,542	1,823	62,501	7,489

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は1,469件（製造委託等1,128件、役務委託等341件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが1,459件（製造委託1,120件、役務委託等339件）、下請事業者等からの申告によるものが10件（製造委託等8件、役務委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は1,287件（製造委託等985件、役務委託等302件）であり、このうち、1,282件について下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託）、指導が1,281件（製造委託等982件、役務委託等299件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2のとおりである。

なお、措置件数の1,282件（前年度比0.7%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処 理 件 数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官 からの 措置請求	計	措 置			不問	計
						勧告 (注)	指導 (注)	小計		
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	近畿	1,459	10	0	1,469	1	1,281	1,282	5	1,287
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	近畿	1,120	8	0	1,128	1	982	983	2	985
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	近畿	339	2	0	341	0	299	299	3	302
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	近畿	1,255	23	0	1,278	2	1,271	1,273	2	1,275
製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	近畿	978	17	0	995	2	993	995	2	997
役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
	近畿	277	6	0	283	0	278	278	0	278
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
	近畿	1,255	23	0	1,278	1	1,260	1,261	2	1,263
製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
	近畿	946	16	0	962	1	948	949	2	951
役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
	近畿	309	7	0	316	0	312	312	0	312

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

- ア 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で2,361件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,871件、役務委託等に係るものが490件となっている。
- イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は1,093件（類型別件数の合計の46.3%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが856件、役務委託等に係るものが237件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は1,268件（類型別件数の合計の53.7%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が565件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の44.6%）、②買ったたきが314件（同24.8%）、③減額が163件（同12.9%）等となっている。
- (7) 製造委託等に係る実体規定違反は1,015件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が413件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の40.7%）、②買ったたきが266件（同26.2%）、③減額が135件（同13.3%）等となっている。
- (イ) 役務委託等に係る実体規定違反は253件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が152件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の60.1%）、②買ったたきが48件（同19.0%）、③減額が28件（同11.1%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件, (%)]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749
	近畿	970	123	1,093	7	565	163	3	314	30	19	89	66	12	0	1,268	2,361
製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
	近畿	756	100	856	6	413	135	3	266	21	18	87	56	10	0	1,015	1,871
役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
	近畿	214	23	237	1	152	28	0	48	9	1	2	10	2	0	253	490
平成28年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250
	近畿	1,068	132	1,200	7	406	115	5	211	7	11	63	53	11	0	889	2,089
製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
	近畿	838	102	940	7	306	96	5	181	6	11	61	46	8	0	727	1,667
役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
	近畿	230	30	260	0	100	19	0	30	1	0	2	7	3	0	162	422
平成27年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674
	近畿	1,003	112	1,115	4	596	115	3	212	19	12	62	68	7	0	1,098	2,213
製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
	近畿	765	92	857	4	432	90	3	183	13	12	61	61	6	0	865	1,722
役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
	近畿	238	20	258	0	164	25	0	29	6	0	1	7	1	0	233	491

(注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成29年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者15名から、下請事業者4,212名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額4670万円の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者8名から、下請事業者3,908名に対し、2849万円の減額分が返還された（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
平成29年度	全国	140名	7,659名	16億7800万円
	近畿	8名	3,908名	2849万円
平成28年度	全国	131名	4,060名	18億4452万円
	近畿	8名	408名	9468万円
平成27年度	全国	93名	4,405名	7億7050万円
	近畿	8名	72名	2980万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者6名から、下請事業者303名に対し、1812万円の遅延利息が支払われた（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成29年度	全国	138名	3,015名	1億9675万円
	近畿	6名	303名	1812万円
平成28年度	全国	144名	2,076名	6958万円
	近畿	6名	57名	476万円
平成27年度	全国	124名	2,857名	3億2691万円
	近畿	8名	72名	308万円

ウ 不当な経済上の利益提供要請事件においては、親事業者1名から、下請事業者1名に対し、8万円が返還された（第6表参照）。

第6表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成 29 年度	全国	8 名	47 名	633 万円
	近畿	1 名	1 名	8 万円
平成 28 年度	全国	8 名	98 名	2190 万円
	近畿	2 名	14 名	61 万円
平成 27 年度	全国	4 名	123 名	3078 万円
	近畿	2 名	3 名	93 万円

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

平成 29 年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成 29 年度においては、近畿事務所では9回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成 29 年度においては、近畿事務所では近畿経済産業局と共同して、当該講習会を7府県 10 会場（うち公正取引委員会主催分 4 府県 5 会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 29 年度においては、近畿事務所では 1,197 件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 29 年度においては、近畿事務所では7か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 29 年度における近畿事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は 25 名である。

平成 29 年度においては、6 月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 29 年度においては、近畿事務所では事業者団体等へ 12 回講師を派遣した。

平成29年度における勧告事件（1件）

DXアンテナ(株)に対する件（平成30年3月29日）	
親事業者	DXアンテナ(株)
事業内容	アンテナ，テレビ受信関連機器等の製造業
下請取引の内容	テレビ受信関連機器の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 単価の引下げ改定を行ったところ，単価の引下げの合意日前に発注した製品について引き下げた単価を遡って適用し，下請代金の額から，下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成28年1月～平成29年4月）。
減額金額	下請事業者1名に対し，総額1254万2830円

平成29年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 自動車の修理を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌月25日支払」の支払制度を採っていたため支払遅延が生じていた。
- ② 非鉄金属素材の加工を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者に対し、債権満期日までの期間が120日（繊維業以外の業種において認められる期間）を超える電子記録債権（150日）により下請代金を支払っていた。
- ③ 文章の翻訳を下請事業者へ委託しているC社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 衣料品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、「歩引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 寝具の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請代金の支払を手形払と定めており、下請事業者から希望がある場合には現金による支払を行うこととしているところ、現金で支払う際に、「金利引き」と称して、自社の短期の調達金利相当額を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 貨物の運送を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

- 機械装置部品の加工を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、短納期であることを理由に下請代金の額を定めずに発注し、納品された後に下請事業者から見積書を提出させ、十分に協議することなく、下請事業者の見積価格を下回る単価により下請代金の額を定めていた。

4 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 医療用品の製造を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 電子基盤の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（155日）を交付していた。

6 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 食料品の製造を下請事業者に委託しているJ社（スーパーマーケット）は、下請事業者に、店舗の新規開店又は改装時の陳列作業のために従業員の派遣を要請し、無償で当該作業を行わせていた。

近畿地区における下請法違反勧告事件一覧（平成 25 年 4 月 1 日以降）

年度-No.	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
25-1	アズワン㈱【措置請求】	製造	H25. 8. 9	減額（カタログ協賛値引，仕入値引）	68	27,387,532		
25-2	㈱ショーエイコーポレーション	製造	H26. 2. 27	減額（値引）	24	21,807,038		
		情報						
26-1	㈱エスケイジャパン	製造	H27. 3. 31	減額（歩引き）	37	21,035,449		
27-1	ミヤコ㈱	製造	H27. 10. 23	減額（セール協賛金値引き，リベート等）	14	21,743,475		
28-1	㈱JFRオンライン	製造	H28. 11. 11	減額（買先負担額，媒体制作費協賛金） 返品（注3）（上段） 不当な経済上の利益提供要請（商品リユース代） （注3）（下段）	9	9,230,944	13	333,130,138
							13	390,132
28-2	㈱井筒授与品店	製造	H29. 3. 16	減額（歩引き）	40	17,881,006		
29-1	D X アンテナ㈱	製造	H30. 3. 29	減額（廻及適用）	1	12,542,830		

- (注1) 「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは，中小企業庁長官から措置請求があった事件である。
(注2) 違反に係る下請取引が複数分野ある事件では，下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。
(注3) 「その他」欄の「金額」欄には，減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載した。